

「大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程」に関する実施要項

制定 平成 27 年 7 月 31 日

改正 平成 28 年 6 月 29 日

文部科学省高等教育局

改正 平成 31 年 1 月 17 日

改正 令和 4 年 7 月 8 日

文部科学省総合教育政策局

1 趣旨

「大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程」（平成 27 年文部科学省告示第 124 号）に基づく職業実践力育成プログラムの認定に関しては、本実施要項の定めるところによるものとします。

2 目的

大学等の正規の課程又は特別の課程であって、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として、実務に関する知識、技術及び技能について体系的な教育を行うものを文部科学大臣が認定して奨励することにより、社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大に資することを目的とします。

（趣旨）

認定により、大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的な課程の提供の拡大、社会人の学び直す選択肢の可視化、企業等の理解増進を図ることを目的としています。

（留意点）

職業実践力育成プログラムの対象は、主に社会人（特に職業に必要な能力の修得を求める人※）です。なお、当該プログラムを社会人以外の人や趣味・教養として学ぶ人が受講することを排除するものではありません。

※在職者（正規・非正規を問わない）や求職者など。雇用者・自営業者を問わない。

3 職業実践力育成プログラムの要件

職業実践力育成プログラムとして文部科学大臣が認定するための要件は次のとおりとします。

- （1） 大学等（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 83 条に規定する大学（同法第 97 条に規定する大学院及び同法第 108 条第 2 項に規定する短期大学を含む。）及び同法第 115 条に規定する高等専門学校をいう。以下同じ。）の正規の

課程（同法第91条に規定する専攻科及び別科並びに同法第119条に規定する専攻科の課程を含む。以下同じ。）又は特別の課程（同法第105条（同法第123条において準用する場合を含む。）に規定する特別の課程をいう。以下同じ。）であること。

（趣旨）

職業に必要な実践的・専門的な知識、技術及び技能を修得するためには、体系的な教育課程を修了する必要があることから、大学、大学院、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）の専攻科・別科（以下「専攻・別科」という。）のほかに、社会人や企業等からの短期間での学び直しのニーズに対応するため、特別の課程（履修証明プログラム※）を対象とします。

（留意点）

- ・ 大学等において設定する専攻・コース・プログラム等の最小単位で申請するものとします。一つの専攻・コース・プログラム等であっても、授業科目や開講時期・時間等の異なるいくつかのカリキュラムに分け、受講生が入学手続き時にカリキュラムを選択することとなっている場合等には、そのカリキュラムごとに申請してください。
- ・ 社会人が自らの能力向上を、若しくは、企業等が職員の能力向上を目的として、参加できる課程を対象とし、特定の企業や団体のみを対象とする課程は認定対象としません。
- ・ 申請する課程が認定制度創設以前から継続しているものであるか、新規のものであるかを問いません。
- ・ 専門職大学、専門職大学院、専門職短期大学及び専門職学科の正規課程については、その制度自体が、職業を担うための能力を培うことを目的とするものであることから、認定対象とはしません。ただし、専門職大学、専門職大学院及び専門職短期大学の履修証明プログラムについては、認定対象とします。

※履修証明プログラム（学校教育法第105条）：各大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校）において、社会人等を対象に、大学等の教育研究資源を活かし体系的に編成された、総時間数60時間以上の特別の課程。修了者には、各大学等により、学校教育法の規定に基づくプログラムであること及びその名称等を示した履修証明書を交付。

- （2） 対象とする職業の種類及び身に付けることのできる能力を具体的かつ明確に定め、公表していること。

（趣旨）

本要件は、プログラムの対象とする職業の種類や当該プログラムによって身

に付けることのできる能力を具体的かつ明確に設定し、公表することにより、社会人や企業等が求める能力の修得に資するプログラムを選択しやすくすることを求めるものです。

(留意点)

- ・ 「職業の種類」とは、例えば、地方公共団体職員や農業家などの職種のほか、人事労務担当者や経理担当者などの業務分野を指します。
- ・ 「身に付けることのできる能力」とは、プログラムの受講によって身に付けられる実務に関する知識、技術、技能（例えば、食品の品質管理に関する知識など）及び知識、技術、技能を身に付ける過程等で得られる能力（例えば、マネジメント能力や論理的思考力など）を指します。
- ・ 大学等において、プログラムの修了時に、一定の能力を身に付けたことについて、独自の資格や証明書を付与するなど、当該プログラムの修了者が社会的に評価されるための工夫を行うよう努めてください。

- (3) 対象とする職業に応じ、(2)の能力を身に付けるのに必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得させる教育課程であること。

(趣旨)

本要件は、学術的な背景のもとで、大学等における教育研究資源を活かしながら、実務に関する知識、技術及び技能を修得させる教育が体系的に行われることを求めるものです。

- (4) 対象とする職業に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）と連携して行う授業、双方向又は多方向に行われる討論を伴う授業その他の実践的な方法による授業が、別に定めるところにより、申請する課程全体の総授業時数の一定割合以上を占めていること。

(趣旨)

本要件は、対象とする職業に関する企業、団体等と連携して行う授業や一方向に行われる講義ではなく双方向又は多方向に行われる討論を伴う授業などの実践性の高い授業が、申請する課程全体の総授業時数の一定割合以上を占めることを求めるものです。

(内容)

「別に定めるところにより」とは、以下の内容を指します。

- ・ 「対象とする職業に関する企業、団体等と連携して行う授業、双方向又は多方向に行われる討論を伴う授業その他の実践的な方法による授業」とは、具体的には、以下を指し、申請する課程全体として、2つ以上を満たしていること。
①企業等と連携して行う授業（企業等とのフィールドワークなど）

②双方向又は多方向に行われる討論（課題発見・解決型学修，ワークショップ，グループディスカッションやケースメソッドなど）を伴う授業

③実務家教員や実務家による授業

④実地での体験活動（インターンシップ，海外大学等への留学や現地調査など）を伴う授業

- ・ 「一定割合以上」とは，５割以上を目安とします。
- ・ ①から④のいずれかに該当する科目の授業時数又は単位数を合計して５割以上となる必要があります。
- ・ 「実践的な方法による授業」については，実施している割合や内容がわかるようシラバスに具体的に明記し，公表している必要があります。単に「企業等と連携」と記載するだけでなく，どのように連携して授業を行うか等を具体的に記載してください。なお，単位制を採用している場合，「実践的な方法による授業」を行っている科目であるとみなすには，「実践的な方法による授業」が当該科目の全開講回数の半分以上の回数を占めている必要があります。
- ・ 「総授業時数」とは，プログラムの受講者が受講可能な授業時間数又は単位数の上限を指します（修了に必要な授業時間数を指すものではありません。）。

（留意点）

- ・ 「企業・団体等」とは，プログラムの対象とする職業に関連する分野の企業，業界団体，国又は地方公共団体等を指します。
- ・ 「実務家教員」とは，専攻分野におけるおおむね５年以上の実務の経験を有し，かつ，高度の実務の能力を有する教員を指します。
- ・ 「実務家」とは，専攻分野におけるおおむね５年以上の実務の経験を有し，かつ，高度の実務の能力を有する者とします。

（５） 審査，試験その他の適切な方法により学修の成果に係る評価を行っていること。

（趣旨）

本要件は，受講者の成績評価を行うことにより，受講者の受講意識の向上やプログラムに対する社会的な評価の向上につなげることを求めるものです。

（留意点）

- ・ 修了要件を明確に設定し，公表する必要があります。
- ・ 評価を行う際には，出席日数のみによる評価ではなく，プログラムによって「身に付けることのできる能力」を修得できたか否かを論文の審査や試験等によって評価を行う必要があります。

（６） 学校教育法第１０９条第１項（同法第１２３条において準用する場合を含む。）に定める評価を行い，その結果を公表していること。

(趣旨)

本要件は、プログラムに関する自己点検・評価を行い、結果を公表することにより、質の担保を求めるものです。

(留意点)

- ・ 自己点検・評価を行うに当たっては、プログラム修了後の修了者の状況（就職状況や修得した能力等）について、各プログラムの内容に応じた方法により、効果の検証を行い、公表する必要があります。
- ・ 自己点検・評価の結果によっては、認定を取り消すこともあります。

- (7) 教育課程の編成及び(6)の評価を行うに当たり、企業等の意見を聴くための仕組みを整備していること。

(趣旨)

本要件は、教育課程の編成及び自己点検・評価の過程で、プログラムの対象とする職業に関連する分野の企業等の意見を組織的に取り入れる仕組みを構築することにより、社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラム内容に発展させていくことを求めるものです。

(留意点)

- ・ 「企業等」とは、プログラムの対象とする職業に関連する分野の企業、業界団体、国又は地方公共団体等を指します。
- ・ 「企業等」には、申請する大学等の附属又は同系列の機関のみでなく、外部機関を含む必要があります。
- ・ 「意見を聴くための仕組み」とは、例えば、企業等を含めた教育課程の編成の検討や取組に関する評価を行う会議体を設置することなどが考えられ、各大学等において、組織的に企業等の意見を取り入れる仕組みを構築する必要があります。
- ・ 一部の科目ではなく、教育課程全体の編成及び評価について、組織的に企業等の意見を取り入れる仕組みを構築する必要があります。

- (8) 授業の内容や受講者の利便等を勘案し、授業を行う時間、時期、場所等について社会人が受講しやすい工夫を行っていること。

(趣旨)

本要件は、開講時間・開講日、開講場所や費用等が社会人の学び直しの障害となっている場合があることから、授業の内容や受講者の利便等を勘案し、社会人が受講しやすい工夫を行うことを求めるものです。

(留意点)

「受講しやすい工夫」とは、例えば、休日・週末・早朝・夜間の開講、長期休

休暇間における集中開講，I T活用，社会人を対象とした経済的支援の仕組みの整備，補講の実施，託児サービスの実施などを指し，授業の内容や受講者の利便等を勘案し，各プログラムに適した方法により，社会人が受講しやすい工夫を行っている必要があります。

4 認定手続等

- ・ 職業実践力育成プログラムの募集は，原則年1回行います。
- ・ 当該認定に係る申請等書類は，別添の様式によるものとし，申請等に必要な書類及びその提出部数は別添の「申請等書類リスト」に記載のとおりとします。
- ・ 文部科学大臣は，上記3の要件を満たすと認めたプログラムの名称等をインターネットの利用その他の適切な方法により公示します。

5 変更等の届出，認定の取消し

- (1) 大学等は，認定されたプログラムの変更又は廃止をしようとするときは，別添の様式により，あらかじめ，その旨を文部科学大臣に届け出てください。
- (2) 文部科学大臣は，認定したプログラムが廃止された場合又は上記3の要件のうちいずれかに該当しなくなったと認める場合には，当該認定を取り消し，その旨をインターネットの利用とその他の適切な方法により公示します。
- (3) 文部科学大臣は，大学等から申請された課程について，認定に係る申請等書類において重要な事項に係る虚偽の記載，若しくは重要な事実の記載の欠如などの不正な行為があったことが判明した場合には，認定後であれば認定を取り消した日の翌年度から起算して3年間，認定前であれば判明した日の翌年度から起算して3年間を経過していない当該大学等からの新規の申請については受け付けないものとします。

6 実施状況の報告等

- ・ 文部科学大臣は，大学等に対し，認定したプログラムの実施状況について報告を求め，必要に応じ，書類，面接又は実地により調査することができるものとします。
- ・ 文部科学省において，認定したプログラムの実施状況を確認するため，認定後，3年ごとに，毎年度行う職業実践力育成プログラムの募集期間内に別添の様式を提出してください。

7 その他

- ・ 申請する大学等は，直近の学校教育法第109条第2項（同法第123条において準用する場合を含む。）に基づく認証評価の結果が適合に相当する水準であることを前提としています。
- ・ 文部科学大臣が上記3の要件を満たすプログラムとして認定した旨告示された日以

後、当該プログラムについて、職業実践力育成プログラムと称することとします。

- 大学等において、認定されたプログラムを対外的に発信する際には、「文部科学大臣認定「職業実践力育成プログラム」」である旨を明記してください。
- 大学等は、関連の職業分野の企業や機関等に対し、認定されたプログラムの開講に関する情報を提供する必要があります。
- 認定されたプログラムについては、原則として大学等のホームページに別添の様式のうち様式1、様式2及び社会人や企業等に対しプログラムを説明する概要資料（原則1枚）を掲載し、情報提供するものとします。ただし、ホームページがない場合には、企業等、修了者、保護者、地域住民等に対し、広報誌等の刊行物等により、別添の様式のうち様式1、様式2及び社会人や企業等に対しプログラムを説明する概要資料（原則1枚）の情報について広く情報提供を行うものとします。

8 附則（平成27年7月31日）

この実施要項は、平成27年7月31日から施行します。

附則（平成28年6月29日）

この実施要項は、平成28年6月29日から施行します。

附則（平成31年1月17日）

この実施要項は、平成31年1月17日から施行します。ただし、大学等の正規の課程に係る認定に関する規程については、学校教育法施行規則第百六十四条第二項の改正の施行の日から施行します。

附則（令和4年7月8日）

この実施要項は、令和4年7月8日から施行します。